

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



## 不倫慰謝料を請求された場合の対応

不倫慰謝料をめぐるトラブルは、最も身近な法律問題の一つであり、1年のうちで春に発生することが特に多いです。皆様の周囲でも、不倫慰謝料の請求を受けてお困りの方がいらっしゃるかもしれません。今回のニュースレターでは、不倫慰謝料を請求された場合の対応について、ご説明させていただきます。

### 1 焦らずに対処しましょう

慰謝料を請求されても、焦って対応してはいけません。冷静さを欠いて事実と異なることを話すと、言質を取られ、後々の対応が難しくなることがあります。相手方は、会話や電話を録音しているかもしれません。まずは焦らず、冷静に相手方の請求内容、主張内容を確認・検討することが大切です。

### 2 相手方の請求・主張に対する反論の検討

①相手方が主張している不倫の事実がそもそも存在しない、②既婚者であることを知らずに肉体関係を持ち、かつ、知らなかったことについて落ち度がない、③不倫をした時点で夫婦関係が破たんしていたなどの事情があれば、慰謝料の請求を拒否することができます。また、(1)不倫を原因として離婚や別居に至っていない、(2)肉体関係を持った回数が1回限りである、(3)不倫をした時点で夫婦関係が相当悪化していたなどの事情があれば、慰謝料を減額する要素となります。このように、相手方との示談交渉に先立って、相手方の請求・主張に対する反論を十分に検討しておく必要があります。

### 3 相手方との示談交渉

以上の検討を踏まえて、相手方との示談交渉に臨みます。この点、相手方からの請求を無視していると、自宅や職場に押しかけてくるとか、裁判を提起してくるなどの事態が考えられますので、無視は得策ではありません。相手方との示談交渉にあたっては、手紙や電話などご自身で交渉することもできますし、弁護士に対応を依頼することも考えられます。

### 4 弁護士への相談

不倫慰謝料の請求を受けた場合、「慰謝料を支払うべきかが分からない」、「慰謝料を減額することができないか」、「相手方とどのように示談交渉すればよいか分からない」など、様々なお悩みが出てくると存じます。ご自身で判断することが難しいケースも多いですので、まずは専門家である弁護士にご相談いただくのがよいでしょう。また、ご自身で相手方との示談交渉を行うことは、精神的な負担が大きいのが通常ですから、示談交渉を弁護士に依頼することもご検討いただくのがよいでしょう。当事務所では、不倫慰謝料の事案を多数取り扱っております。皆様の周囲に不倫慰謝料を請求されてお困りの方がいらっしゃいましたら、当事務所をご紹介いただければと存じます。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス **八戸シティ法律事務所**

代表社員弁護士: 木村哲也 受付時間: 午前9時~午後5時

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階